

J R 美祿線社会学習利用助成事業補助金交付要綱

平成25年5月13日

(趣旨)

第1条 この要綱は、J R 美祿線の利用促進及び地域の活性化を図るため、J R 美祿線を活用した社会学習に対し、その事業に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 J R 美祿線利用促進協議会会長(以下「会長」という。)は、次に掲げるもの(以下「学校」という。)がJ R 美祿線を活用した社会学習に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 保育園及び幼稚園
- (2) 小学校
- (3) 中学校
- (4) 高等学校
- (5) 大学
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他会長が認めるもの

2 補助金の対象となる経費(以下「対象経費」)は、J R 厚狭駅からJ R 長門市駅までのJ R 美祿線区間の乗車券購入経費とする。

(交付の申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする学校(以下「申請者」という。)は、J R 美祿線社会学習利用助成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、J R 美祿線社会学習利用助成事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた申請者は、当該事業を完了したときは、速やかにJ R 美祿線社会学習利用助成事業補助金実績報告書(別記様式第3号)に会長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

(補助金の確定)

第6条 会長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、J R美祢線社会学習利用助成事業補助金交付額確定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。ただし、会長が認める場合は、交付額確定の通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条に規定する通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、J R美祢線社会学習利用助成事業補助金交付請求書(別記様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 申請者は、会長が必要と認める場合において、第4条の規定による補助金交付決定を受けた額の範囲内で概算払により請求することができる。

(補助金の交付)

第8条 会長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を確認の上、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第9条 会長は、前条に規定する補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行し、平成25年4月1日以後の事業について適用する。

別記様式第1号(第3条関係)

J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金交付申請書

年 月 日

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

住 所
学校名
校長名 ㊟
担当者名
(電話)

J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業名
- 3 事業内容 (開催日、行程等)
- 4 参加人数
- 5 その他 (社会学習のしおり等があれば添付してください)

別記様式第2号（第4条関係）

J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金交付決定通知書

申請者氏名

年 月 日付けで申請のありました J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金について、J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

J R 美祢線利用促進協議会
会長 印

記

1 対象事業名

2 補助金交付決定額 金 _____ 円

別記様式第3号(第5条関係)

J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金実績報告書

年 月 日

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

住 所
学校名
校長名 ⑩
担当者名
(電話)

J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 事業名

2 事業内容（開催日、行程等）

3 参加人数

4 その他

5 添付書類

- (1) J R 美祢線乗車費用が分かる書類（乗車券の写し、領収書等）
- (2) 事業を実施したことが分かる写真

別記様式第4号（第6条関係）

J R 美祇線社会学習利用助成事業補助金交付額確定通知書

申請者氏名

J R 美祇線社会学習利用助成事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

J R 美祇線利用促進協議会
会長 印

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

別記様式第5号(第7条関係)

J R 美祢線社会学習利用助成事業補助金交付請求書

年 月 日

J R 美祢線利用促進協議会会長 様

住 所
学校名
校長名 ㊟
担当者名
(電話)

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

事業名	請求金額	備考
	円	